



二次的住宅: 別荘及びその他(たまに寝泊まりする人がいる住宅)
 賃貸用又は売却用の住宅: 新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
 その他の住宅: 上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が
 長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

資料: 総務省「平成25年住宅・土地統計調査」